○静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例

平成7年10月18日 条例第37号

静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。 静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 優れた技術開発力を持つ創業者の育成を通じて地域経済の発展を図るため、静岡県創業者育成施設(以下「施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
静岡県沼津インキュベートセンター	沼津市
静岡県富士インキュベートセンター	富士市
静岡県浜松都田インキュベートセンター	浜松市

(一部改正〔平成9年条例6号・47号・14年55号〕)

(使用対象者)

- 第3条 施設の工場仕様室、研究室仕様室又は実験室仕様室(以下「工場仕様室等」という。)を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業その他知事が認める業種に属する 事業を今後創業しようとする者又は創業して5年を経過していない者
 - (2) 今後創業しようとする事業又は創業して5年を経過していない事業について優れた技術開発力を有する者

(一部改正〔平成9年条例47号・14年55号・18年32号・21年11号〕)

(使用の承認)

第4条 工場仕様室等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしようとするときは、学識経験者等の意見を聴き、その承認を申請した者の技術開発力等を総合的に勘案して行うものとする。この場合において、同項の承認は、承認を受けることができる者の数が使用することができる工場仕様室等の室数を超えるときは、第2条に規定する目的に最も適合すると知事が認める者から順に行うものとする。
- 3 工場仕様室等の使用を承認する期間は、5年以内とする。
- 4 知事は、第1項の承認に、施設の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(使用の不承認)

- 第5条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると きは、同項の承認をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設の管理上支障があると認めるとき。
 - (3) その他その使用が不適当であると認めるとき。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(期間の更新)

第6条 知事は、特に必要と認めるときは、第4条第3項の期間を更新することができる。この場合 において、第3条の適用については、同条中「5年」とあるのは、「知事が別に定める期間」と読み替えるものとする。

(譲渡等の禁止)

第7条 第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(追加〔平成18年条例32号〕)

(使用の承認の取消し等)

- 第8条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第5条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は次条第1項の使用料を3月以上滞納したときも同様とする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の承認を受けたこと。
 - (2) 第4条第4項の規定により付された条件に違反していること。
 - (3) 第11条、第12条又は第15条の規定に違反していること。
 - (4) 1月以上にわたり工場仕様室等を正当に使用していないこと。 (一部改正「平成18年条例32号])

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、毎月末日までに翌月分の使用料を納付しなければならない。 ただし、使用を開始する日及び使用を終了する日の属する月の使用料の納付時期については、 知事が別に定める。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(使用料の減免)

第10条 知事は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(使用者の義務)

第11条 使用者は、工場仕様室等を善良な管理者の注意をもって使用するとともに、公害防止等 の環境保全に努めなければならない。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(工場仕様室等の改造)

第12条 使用者は、工場仕様室等に改造を加えようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(使用者の費用負担)

- 第13条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。
 - (1) 工場仕様室等で使用する電気、ガス、水道及び下水道の工事費及び使用料
 - (2) 知事が別に定める軽易な修繕に要する費用
 - (3) 設備及び備品の設置及び撤去に要する費用
 - (4) 廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用
 - (5) その他知事が別に定める費用

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(原状回復義務)

第14条 使用者は、使用を終了したとき(第8条の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、速やかに、自己の責任において工場仕様室等を原状に回復し、返還しなければならない。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(損害賠償)

第15条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設を損傷し、又は滅失したときは、これを 原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成18年条例32号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、施設は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から供用を開始する。(平成8年1月規則第2号で、同8年1月18日から施行)

附 則(平成9年3月28日条例第6号) この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日条例第47号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月25日条例第55号) この条例は、平成15年1月20日から施行する。

附 則(平成15年3月12日条例第8号) この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第32号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月17日条例第11号) この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第38号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第31号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成31年10月1日以後の静岡県創業者育成施設の使用については、この条例の施行の日前においても、改正後の静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表(第9条関係)

(全部改正〔平成9年条例6号〕、一部改正〔平成9年条例47号・14年55号・15年8号・18年 32号・21年11号・26年38号・31年31号〕)

区分		室数	使用料
静岡県沼津インキュベートセ	工場仕様室	3室	1室1月につき 37,700円
ンター	研究室仕様室	6室	1室1月につき 27,800円
	実験室仕様室	1室	1室1月につき 55,600円
静岡県富士インキュ	工場仕様室	4室	1室1月につき 36,600円
ベートセンター	研究室仕様室	6室	1室1月につき 26,900円
静岡県浜松都田イン	工場仕様室	4室	1室1月につき 35,000円
キュベートセンター	研究室仕様室	6室	1室1月につき 25,800円

(注) 使用の期間が1月に満たないときは、使用料を日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。